

衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 17 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第 46 号）（参議院送付）

- ・小泉法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産）
- ・笹川博義君外 4 名（自民、立憲、維教、公明、共産）から提出された附帯決議案について、おおつき紅葉君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産）
（質疑者）東国幹君（自民）、おおつき紅葉君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、米山隆一君（立憲）、阿部弘樹君（維教）、斎藤アレックス君（維教）、本村伸子君（共産）、日下正喜君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

東国幹君（自民）

犯罪被害者等支援弁護士制度

- ア 本法律案の趣旨及び概要
- イ 本法律案により改正される日本司法支援センターの業務内容
- ウ 犯罪被害者等の対象範囲
- エ 本制度の対象範囲を早急に決める必要性
- オ 利用者の資力要件及び費用負担の在り方
- カ 本制度の円滑かつ充実した運用に向けて取り組むべき課題

おおつき紅葉君（立憲）

- （1） 犯罪被害者等給付金制度等の見直しを含めた犯罪被害者に対する経済的支援措置の検討状況
- （2） 犯罪被害者等の支援施策の推進の在り方
- （3） 犯罪被害者等支援弁護士制度
 - ア 対象犯罪及び資力要件を定めた理由
 - イ 条例違反の痴漢行為が対象犯罪に含まれないことの確認
 - ウ 痴漢行為の被害者を本制度の利用対象者とする必要性
 - エ 改正法の施行日前の犯罪又は公布後の犯罪も対象にすることの可否
 - オ 時効完成前の犯罪で被害を受けてから長期間経過している犯罪も対象にすることの可否
- （4） 犯罪被害者等支援弁護士
 - ア 本制度を担う弁護士の要件
 - イ 一定の資質を兼ね備えた弁護士を確保するための取組
 - ウ 犯罪被害者等支援弁護士の増加及び地域偏在を解消させるための施策
- （5） 日本司法支援センターの認知度向上のための効果的な広報及び関係府省庁の連携に対する法務大臣の所見

鎌田さゆり君（立憲）

- （1） 本法律案の犯罪被害者等支援弁護士制度の対象となる犯罪のうち「政令で定める罪」の内容並びに「政令で定める程度の被害」における精神的な被害の該当性及び被害の程度の定め方

- (2) 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者
 - ア 対象犯罪への該当性を判断する主体
 - イ 具体的な適用の在り方に関する日本司法支援センターとの協議の有無
- (3) 支援開始後に裁判において加害者が無罪となった場合又は対象外とされた被害が裁判により対象犯罪となった場合における遡及適用の有無
- (4) 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象となる「配偶者」
 - ア 同性パートナーについても事実関係を確認できる場合には本制度の対象に含める必要性
 - イ 同性パートナーを対象とするためにも同性婚等の法制化を急ぐ必要性
- (5) 犯罪被害者等支援弁護士に対する報酬
 - ア 想定している額
 - イ 法務大臣が主導して弁護士報酬の適正化に取り組むことで日本司法支援センターの登録弁護士の数を増やす必要性
- (6) 犯罪被害者等給付金の見直し
 - ア 警察庁の「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」における検討状況
 - イ 同検討会の取りまとめが本年5月より遅くなる可能性
 - ウ 犯罪被害給付制度に法務省も全面的に協力する必要性
- (7) 犯罪被害者支援弁護士の確保
 - ア 各分野における精通弁護士の名簿の作成を検討する必要性
 - イ 精通弁護士の名簿の作成についての法務大臣の所見

米山隆一君（立憲）

- (1) 犯罪被害者等支援弁護士制度
 - ア 本制度の対象となる故意の犯罪行為により人を死亡させた罪及び性犯罪の年間発生件数
 - イ 本制度の対象となる「人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの」に当たり得る犯罪の年間発生件数
 - ウ 一定以上の傷害の結果が生じている交通犯罪の本制度への該当性
 - エ 犯罪被害者等支援弁護士への適正な報酬及び予算の在り方を検討する必要性
 - オ 被害者の国籍を問わずに本制度の利用ができることの確認
 - カ 地方公共団体のパートナーシップ制度の適用など事実関係が明らかな場合には被害者の同性パートナーも本制度を利用できるよう検討する必要性
- (2) 特定技能制度
 - ア 出入国在留管理庁のガイドラインで特定技能2号の試験の合格率を設定している趣旨
 - イ 技能試験の合格率の設定と熟練した技能を有する外国人を確保するという法制度の方向性との整合性
 - ウ 個々の企業による熟練技能に応じた試験の実施の必要性に対する法務大臣の見解

阿部弘樹君（維教）

犯罪被害者等支援弁護士制度

- ア 対象被害者等の国籍要件の有無
- イ 本制度の対象者を日本弁護士連合会の犯罪被害者法律援助制度より狭めた理由
- ウ 政令で定めるとされる犯罪行為の具体的内容
- エ 上記ウの政令を定める時期
- オ 民事法律扶助における公費負担の有無
- カ 本制度による最終的な利用者負担の有無

- キ 本制度が日本司法支援センターの法定受託事務となるのか否かの確認
- ク 「ナショナルミニマム」としての本制度の位置付けの有無
- ケ 本制度が民事訴訟において初めて国が財政支援を行う新たな制度の創設であることの確認
- コ DVを本制度の対象犯罪としなかった理由
- サ DVや児童虐待を将来的に本制度の対象とする可能性
- シ 本制度の実施に要する予算額
- ス 本制度の利用件数の見込み
- セ 本年4月1日に施行された改正DV防止法の普及に関する警察庁、内閣府及び法務省の取組状況
- ソ 司法過疎地域において本制度を担う弁護士を確保するための今後の取組

齋藤アレックス君（維教）

(1) 犯罪被害者支援弁護士制度

- ア 本制度の対象
 - a 「人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの」に該当する犯罪の具体例
 - b 上記aの犯罪に含まれる範囲
 - c 身体的のみならず精神的な被害も対象となることの確認
 - d 対象となる犯罪の類型化に当たっての考え方
 - e 対象となる犯罪を拡大する必要性についての法務大臣の見解
 - イ 被害者が未成年の場合の資力要件
 - a 資力の有無にかかわらず全面的な支援を行う必要性についての法務大臣の所見
 - b 保護者の資力に基づき支援の可否が判断される可能性
 - ウ 公布後2年以内としている施行期の前倒しを検討する必要性
- (2) 犯罪被害者の損害賠償金の国による立替払い制度の導入についての法務省及び警察庁における検討状況

本村伸子君（共産）

(1) 犯罪被害者の損害の回復

- ア 犯罪被害者が迅速かつ確実に損害を回復することの重要性
- イ 犯罪被害者が損害賠償を受け取ることができない現状に対する法務大臣の認識
- ウ 加害者から損害賠償を受けた犯罪被害者が僅少であるとの2015年の日本弁護士連合会のアンケート結果を踏まえての損害賠償の在り方についての法務大臣の所見
- エ 損害賠償額が1億6,000万円の場合における時効の更新の手續に係る費用
- オ 時効の更新手續に係る犯罪被害者の費用負担に関する実態調査の実施の有無
- カ 上記オの実態調査の実施の必要性に対する法務大臣の所見
- キ 犯罪被害者等支援弁護士制度において過去の事件の犯罪被害者を救済する必要性
- ク 全国知事会から提言されている国による損害賠償金の立替払い制度等を検討する必要性
- ケ 国による加害者の財産情報や所在地を調査する制度の概要

(2) 日本弁護士連合会の犯罪被害者法律援助業務と犯罪被害者等支援弁護士制度の同性パートナーに対する支援内容の相違点

日下正喜君（公明）

犯罪被害者等支援弁護士制度

- ア 犯罪被害者等の対象範囲及び日本弁護士連合会による犯罪被害者法律援助業務との関係性

- イ 現行の日本司法支援センターによる犯罪被害者等への援助業務との相違点
- ウ 犯罪被害者等の精神的な負担を軽減するための支援内容
- エ 国が費用負担を行うことの妥当性並びに資力要件及び収入要件
- オ 施行期日を公布後2年以内としている理由
- カ 本制度における弁護士の契約形態及び報酬単価